

八潮市母乳育児支援給付金の申請から支給（振込）までの流れ

【乳房ケアの実施】

医療機関・助産院で、乳房マッサージおよび授乳指導（「乳房ケア」）を受けます。



【申請書の提出】

次の書類を八潮市役所子育て支援課または駅前出張所窓口へ提出してください。

- ・八潮市母乳育児支援給付金支給申請書（様式第1号）
 - ・乳房ケアを受けた医療機関・助産院が発行した領収書
- ※乳房ケアを受けた日から90日以内に申請してください。



【申請書の受付・審査】

申請書の受付後、審査の上、給付金の支給の可否を決定し、申請者へ郵送にて通知します。

- ・**支給**：八潮市母乳育児支援給付金支給決定通知書（様式第2号）
- ・**不支給**：八潮市母乳育児支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）



【給付金の支給】

支給決定通知書の日付の翌月の末日までに、申請者の金融機関の口座に振込みます。

Q & A

Q：申請書は、どこで入手できますか？

A：子育て支援課または、市のホームページで入手できます。

Q：支給の対象者を教えてください。

A：次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・お子さまを出産した日から1年以内に乳房ケアを受けた方
- ・平成30年10月1日以降に乳房ケアを受けた方
- ・乳房ケアを受けた日および給付金の申請日に住民登録地が八潮市にある方

Q：支給の対象となるサービスについて教えてください。

A：医療機関または助産院で行われる「乳房マッサージおよび授乳指導（乳房ケア）」に係る費用が対象となります。

Q：支給の対象とならないサービスはありますか？

A：次のサービスが、支給の対象外となります。

- ① 医療行為（検査、薬物処方、乳房切開等の処置等）
- ② タオル実費や授乳や育児以外の相談等、乳房ケアに含まれていない経費

Q：支給の額の上限はありますか？

A：支給の対象となる乳房ケアは、1回の出産につき乳房ケア1回分、上限5,000円（消費税及び地方消費税を含む）となります。また、乳房ケア費用の額が上限に満たない場合は、その額とします。

<お問い合わせ先>

八潮市役所 子育て福祉部 子育て支援課 児童給付係

電話：048-996-2111 内線427